

真庭市空き家活用定住促進補助金概要

1. 対象空き家

個人が自ら居住することを目的として建築し、又は購入した市内に所在する建築物であって、居住されていないことが常態であるもの又はその見込みがあるもの(近く居住されなくなる予定のものを含む。)

2. 対象者

申請者は、空き家を購入または借りて実際に居住し、当該空き家の改修工事の契約および補助金の申請・請求を行う方とします。

(1) 補助金の交付を受けた日から3年以上居住する意思をもって、市内の空き家を購入する者

(2) 補助金の交付を受けた日から3年以上居住する意思をもって、市内の空き家を賃借し、又は無償で借り受ける者

3. 補助金額 ※購入補助と改修補助の併用が可能です。

・購入

補助対象経費の1/3以内(上限30万円)

対象者の状況によって上限額が変動します

- ① 申請者または配偶者が40歳未満の場合：上限額が20万円増
- ② 申請者が移住者の場合：上限額が30万円増

・改修

補助対象経費の1/3以内(上限30万円)

対象者の状況によって上限額が変動します

- ① 申請者または配偶者が40歳未満の場合：上限額が20万円増
- ② 10年以上居住する意思がある場合：上限額が20万円増
- ③ 申請者が②の場合でさらに移住者の場合：上限額が30万円増

・加算

子育て加算(同世帯の23歳未満の子) 1人当たり5万円(購入・改修)(4人・20万円まで)

真庭産木材活用加算 上限20万円(改修事業に限る)

移住者とは、3年以上市外に居住し、申請日に真庭市に転入してから3年を経過していない方または転入を予定している方

4. 補助対象事業 ※2つの事業を同時に申請する場合は、売買契約後で工事契約前に申請してください。

○空き家購入

・申請時期

売買契約の日から **1年以内**

・対象経費

- (1) 空き家購入費
- (2) 空き家購入に伴う土地購入費

○空き家改修

・申請時期

売買契約又は賃貸借等契約を締結した日から **1年以内**で工事着工前

※申請前に契約・着工した工事は補助対象外となります。

・対象経費：居住の用に供する部分の改修経費

- (1) 改築工事 住宅本体の一部を取り壊し、建築する工事をいう。
- (2) 修繕工事 住宅本体の修繕を行う工事をいう。
- (3) 模様替え工事 住宅の模様替えを行う工事をいう。
- (4) 外壁工事 住宅本体の外壁工事をいう。
- (5) 増築工事 住宅の床面積を増加させる工事をいう。
- (6) 解体工事 住宅本体の一部を取り壊す工事をいう。
- (7) 給湯工事 給湯設備を整備する工事をいう。
- (8) 給排水工事 上水道又は下水道に接続する工事をいう。

〈対象とならない工事〉

- (1) 家庭用電化製品の購入及び設置
- (2) 電磁調理器、ガスコンロ等の調理器具(他の機器に組み込まれているものを除く。)の購入及び設置
- (3) 電話、インターネット、テレビ等の配線工事
- (4) 太陽光発電、エコキュート等の屋外設備の購入及び設置
- (5) 造園、門扉、ブロック塀等の外構工事
- (6) 空き家の解体工事(リフォーム工事に伴うものを除く。)
- (7) テーブル、椅子、タンス、カーテン等の家具類の購入及び取付け
- (8) 設計図書の作成その他諸手続に要する経費
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象と認めないもの

※離れなど入居する方の人数や家族構成からみて、直接の居住に必要と認められない部分は対象外

※将来的な利用予定があっても、申請時点で居住の実態が確認できない部分は対象外

※趣味利用、来客用、事業用など、居住以外の目的で使用されることが明らかな部分は対象外

・施工業者

市内の事業者に限る

※自力施工（DIY）による部材調達費用は対象外となります。

※申請者本人が経営する事業者への発注は、補助対象とはしません。

○空き家の従前の所有者の別による各補助内容の可否

補助内容	従前の所有者	申請者の所有形態	従前所有者の取得方法	補助の可否	備考
購入	個人	購入	問わない	補助対象	
	法人	購入	問わない	補助対象	中古住宅を法人が買い取って、売る場合は対象 上記以外は補助対象外（建売住宅など）
改修	個人	購入	問わない	補助対象	
		賃貸	新築・相続	補助対象	
			売買	補助対象外	
	法人	購入	問わない	補助対象	中古住宅を法人が買い取って、売る場合は対象 上記以外は補助対象外（建売住宅など）
		賃貸	問わない	補助対象外	